

汚染廃棄物対策地域内の廃棄物の処理に関するQ & A

Q 1 : 汚染廃棄物対策地域内で生じた廃棄物のうち、通常の廃棄物処理法に従って処理を行って差し支えないものは、どのようなものですか？

A 1 :

- 汚染廃棄物対策地域内であっても、新たな事業活動が行われることにより発生した廃棄物については、通常どおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき処理を行っていただいで差し支えございません。

例えば、汚染廃棄物対策地域内において、事業者の皆さまが、事業活動再開のために行った在庫整理や店舗清掃等の際に廃棄することとした製品等については、その時点で事業系一般廃棄物・産業廃棄物に該当することから、廃棄物処理法に基づき処理を行っていただいで差し支えございません。

ただし、放射性物質汚染対処特措法（以下「特措法」という。）第23条の特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物に該当するものは、廃棄物処理法に基づく基準に加え、特措法に基づきこれらの廃棄物について入念的に定められた基準に従う必要があります。

- 一方、

- ① 国による除染事業に伴い発生する廃棄物、
- ② 避難区域の見直しが行われていない地域において国や地方公共団体が発注する災害復旧事業に伴い発生する廃棄物、
- ③ 平成24年4月13日より前に事業活動が行われることにより発生したことが明らかである廃棄物（具体的には、平成24年4月13日より前から、事業所内の廃棄物集積所に残置されていた物等）

については、対策地域内廃棄物に該当することとなります。

また、8,000Bq/kg を超える廃棄物は、環境大臣の指定を受けることにより指定廃棄物となります。

対策地域内廃棄物・指定廃棄物については、特措法に基づく処理を行う必要があります、廃棄物処理法に基づく処理を行うことはできませんので、ご注意ください。

Q 2 : 汚染廃棄物対策地域内で生じた廃棄物を、汚染廃棄物対策地域の外に搬出して処理することは法令違反になりませんか？

A 2 :

- 汚染廃棄物対策地域内で生じた廃棄物のうち、一般廃棄物・産業廃棄物に該当する廃棄物を、廃棄物処理法（及びその下位法令）に基づく規制に従って、汚染廃棄物対策地域外へ搬出し、処理することは、同法には違反しません。

また、汚染廃棄物対策地域内で生じた廃棄物のうち、対策地域内廃棄物・指定廃棄物に該当する廃棄物を、放射性物質汚染対処特措法（及びその下位法令）に基づく規制に従って、汚染廃棄物対策地域外へ搬出し、処理することは、同法には違反しません。

- なお、警戒区域及び避難区域の見直し後に帰還困難区域になった区域からの物の持出しについては、放射性物質汚染対処特措法や廃棄物処理法に基づく規制とは別に、スクリーニングが実施されています。このスクリーニングにより、表面汚染濃度が 13,000cpm 以上の物については、これらの区域外への持出しが禁止されています。一方、避難区域の見直し後に居住制限区域や避難指示解除準備区域になった区域については、スクリーニングは実施されておりません。

Q 3 : 汚染廃棄物対策地域内で生じた廃棄物のうち、一般廃棄物・産業廃棄物に該当するものを、通常どおり廃棄物処理法に従って処理することは、安全でしょうか？

A 3 :

- 安全評価により、放射能濃度が 8,000Bq/kg の廃棄物を、通常の廃棄物について行われている処理方法で処理する場合、処理の各工程において周辺住民・処理作業員が受ける追加被ばく線量は、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（平成 23 年 6 月 3 日原子力安全委員会）において示された安全のめやすである「年間 1 ミリシーベルト」を下回ることが確認されています。
- ただし、特措法第 23 条の特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物に該当するものは、廃棄物処理法に基づく基準に加え、特措法に基づきこれらの廃棄物について入念的に定められた基準に従う必要があります。
- なお、事故由来放射性物質の放射能濃度が 8,000Bq/kg を超える廃棄物については、指定廃棄物として指定し、国が処理を行います。

Q 4 : 汚染廃棄物対策地域内で生じた廃棄物のうち、産業廃棄物に該当するものについて、通常処理を引き受けてもらっていた処理業者からの引取拒否等により、処理ができなくなった場合は、どうすればいいですか？

A 4 :

- 産業廃棄物について、通常処理を引き受けてもらっていた処理業者からの引取拒否等により、処理ができなくなる事例があることは、承知しております。
- このような場合、産業廃棄物を適正に保管しつつ、処理を引き受けてもらえる処理業者を探していただく必要があります。処理業者の情報の収集については、産廃情報ネット (<http://www.sanpainet.or.jp/>) 等を活用することが考えられます。
- 環境省としても、福島県産業廃棄物協会等と連携し、産業廃棄物の処理の安全性等について産業廃棄物処理業者に情報提供を行うことなど、産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者が引き受けていただけるような取組を引き続き行ってまいります。

Q 5 : 避難指示区域内からの廃棄物の搬出のために、避難指示区域内へ立ち入ることはできるでしょうか。また、立ち入るためにどのような手続が必要でしょうか。

A 5 :

- 警戒区域及び避難区域の見直し後に帰還困難区域になった区域へ立ち入って廃棄物の搬出を行う場合には、当該区域のある市町村から立入りの許可等を受ける必要があります。許可等を受けるための具体的手続については、各市町村にお問い合わせください。
- 計画的避難区域及び避難区域の見直し後に居住制限区域・避難指示解除準備区域になった区域については、立入りの許可は必要ありませんので、通常どおり立ち入ることができます。

Q 6 : 避難指示区域内から廃棄物を搬出する場合、搬出する廃棄物や車両のスクリーニングは必要でしょうか。必要な場合、どのように実施すればよいでしょうか。

A 6 :

- 警戒区域及び避難区域の見直し後に帰還困難区域になった区域から持ち出す物や車両は、スクリーニングを受ける必要があります。このスクリーニングにより、表面汚染濃度が 13,000cpm 以上の物や車両については、これらの区域外への持出しが禁止されています。

現在、スクリーニングは、毛萱・波倉スクリーニング場等にて実施されています。スクリーニング会場の詳細やスクリーニングを受けるための具体的手続については、各市町村にお問い合わせください。

- 計画的避難区域及び避難区域の見直し後に居住制限区域・避難指示解除準備区域になった区域については、スクリーニングを実施する必要はございませんが、必要に応じて毛萱・波倉スクリーニング場等において実施することが可能です。

Q 7 : 汚染廃棄物対策地域内において、廃棄物の車両への積込み等の作業を行う場合、除染電離則等の労働安全衛生関係の規制は適用されますか。
適用される場合、どのような措置が必要となるのでしょうか。

A 7 :

- 平均空間線量率が 2.5 マイクロシーベルト毎時を超える場所で廃棄物（8000Bq/kg 以下）の車両への積込み等を行う場合であって、2.5 マイクロシーベルト毎時を超える場所に1月 40 時間以上滞在することが見込まれる作業である場合には、除染電離則の「特定線量下業務」に該当するため、除染電離則が適用されます。
- 作業場所の平均空間線量率が 2.5 マイクロシーベルト毎時を超えるかどうかの確認方法や、除染電離則に基づき実施しなければならない措置（線量管理や作業従事者の教育等）については、厚生労働省が公表しているガイドラインや事業者・労働者向けのリーフレット等をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002czvf.html>